

# CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報 PR 業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本市では、国土交通省と連携した「重信川かわまちづくり」の一環として、東温スポーツフィールド（以下、愛称である「CRO×SPO 東温（クロスポトウオン）」という。）を令和9年度全面供用開始の予定で整備中であり、市民のスポーツ環境の充実や交流人口の拡大、地域の活性化につなげることを目指している。

本業務は、CRO×SPO 東温の4施設（サッカーグラウンド、シクロクロスコース、スケートボード場及びスポーツ交流拠点施設）の特性を考慮し、オープンイベント（令和9年度上半期開催予定）として、記念試合や特色あるイベント（スポーツ利用者以外の市民も参加できるイベントが望ましい。）を企画し、進行計画、広告宣伝計画、ゲスト誘致計画、音響・照明計画、交通誘導計画、スタッフ配置計画等を立案し、当日運営まで総合的に支援する。

また、愛媛FC（令和8年4月28日に連携協定締結。合わせて、人気サッカー漫画「アオアシ」制作スタジオによる事前PR（のぼり・野立看板）を実施中）その他本業務に関連するスポーツ関係者と調整しながら、プロ選手によるデモンストレーションや広報PRを展開するとともに、地域食材を生かしたマルシェ、キッチンカー等、観戦だけでなく様々なエンタメ体験や交流ができる施設であることを本市内外にPRし、CRO×SPO 東温の安定的かつ継続的な集客につなげることを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の名称

CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報 PR 業務

### (2) 業務内容

別紙「CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報 PR 業務仕様書」のとおり

### (3) 委託契約期間

契約締結の日から令和9年10月29日（金）まで

### (4) 委託契約上限額

18,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

うち令和8年度上限額： 8,000,000円

令和9年度上限額： 10,000,000円

ただし、事業効果を最大限に発揮させるため、本業務において寄附金を募集する等の提案があり、これを採用し、外部資金の導入が実現した場合は、当該資金を原資として、上記の上限額を超える変更契約（増額）を行う場合がある。

### (5) 検査・支払方法

令和8年度末に部分完了検査を行い、相応する業務委託料の10分の9以内の額について支払う。

令和9年度の業務完了後、既完了部分以外の完了検査を行い、委託料を支払い精算する。

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、下記のとおりとする。

- (1) 過去5年以内において、地方公共団体又は国が発注した類似業務の受注実績（令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に完了した業務）を有していること。受注実績は、本体業務を受注した実績であり、業務の一部のみを受注した実績は含まない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当していないこと。
- (3) 対象となる業務について、東温市での競争入札参加資格を有していること、又は「9 企画提案書等の提出」に記載する提案書の提出期限までに資格を有していること。
- (4) 東温市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成19年東温市訓令第39号）に規定する入札参加資格停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

### 4 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「3 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が受託候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

### 5 関係資料等配布方法

#### (1) 配布資料

- ① CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報 PR 業務 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）
- ② CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報 PR 業務 仕様書（以下「仕様書」という。）
- ③ CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報 PR 業務 企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）
- ④ CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報 PR 業務 企画提案選定評価基準
- ⑤ CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報 PR 業務 公募型プロポーザル各様式（以下「様式」という。）

#### (2) 配布方法

東温市ホームページからダウンロードすること。

#### (3) 配布期間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月3日（水）まで

## 6 プロポーザル参加意向申出書の提出・結果通知

### (1) 申出書の提出

参加を希望する者は、令和8年6月5日（金）17時00分（必着）までに、下記①から③の書類を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

- ① プロポーザル参加意向申出書【様式第1号】 1部※プロポーザル方式実施取扱要綱の様式に基づく
- ② 会社概要 【様式任意】 1部
- ③ 類似業務等の受注実績 【様式任意】 1部  
・過去5年以内の業務経歴を示す書類

### (2) 結果通知

参加資格を確認後、令和8年6月8日（月）に参加資格確認結果通知書を送付する。

## 7 提出先

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1  
東温市産業建設部 都市整備課 公園係  
電話：089-964-4412（直通）  
FAX：089-964-4447  
E-mail：tosiseibi@city.toon.lg.jp

## 8 質問の受付・回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、下記により質問書を提出すること。

### (1) 提出書類

質問書 【様式任意】※電子メールの添付資料として提出すること。

### (2) 提出方法

原則電子メールにより受け付ける。その際、件名を「CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報PR業務公募型プロポーザル質問書」とすること。

### (3) 提出期間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月3日（水）17時00分まで

### (4) 回答方法

プロポーザル参加意向申出書の提出のあった全ての者に対し、令和8年6月5日（金）までに電子メールで回答する。

## 9 企画提案書等の提出

プロポーザル参加意向申出書を提出した者は、令和8年6月29日（月）17時00分（必着）までに、下記①から③の書類を持参又は郵送により提出すること。

- ① 表紙 【様式第5号】 1部
- ② 企画提案書 【様式任意】 8部（正本1部、副本7部）
  - ・仕様書及び作成要領に基づき作成すること。
  - ・副本については、正本のコピーとすること。
- ③ 見積書 【様式任意】 1部

## 10 選定方法

提出された書類と提案者からのプレゼンテーションの内容を市職員で構成する評価委員会において評価を行い、最も評価の高い者を受託候補者として選定する。

なお、受託候補者に選定された者が辞退した場合、又は「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として選定する。

## 11 プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び評価委員からの質疑を行う。

### (1) 日時

令和8年7月3日(金) 13時00分からの予定 ※別途連絡

### (2) 場所

東温市役所 会議室

### (3) 企画提案の説明及びヒアリング

1提案者あたり30分程度(プレゼンテーション:20分、質疑応答:10分)

### (4) その他

- ・日時、場所等の詳細については、後日連絡する。
- ・提案の説明の順番については、企画提案書を受け付けた順とする。
- ・プレゼンテーションにスライド、パワーポイント等を使用する場合には、事前に報告し、使用するPC、プロジェクタ等の機器は各参加者で用意の上、当日持参すること。なお、スクリーンは本市で用意する。

## 12 主なスケジュール(予定)

|                         |                                       |
|-------------------------|---------------------------------------|
| ①公募開始                   | 令和8年5月27日(水)                          |
| ②プロポーザル参加意向<br>申出書の提出期限 | 令和8年6月5日(金)17時00分まで                   |
| ③質問書受付期間                | 令和8年5月27日(水)から<br>令和8年6月3日(水)17時00分まで |
| ④質問への回答期限               | 令和8年6月5日(金)                           |
| ⑤企画提案書等の提出期限            | 令和8年6月29日(月)17時00分まで                  |
| ⑥プレゼンテーション              | 令和8年7月3日(金)の予定 ※別途連絡                  |
| ⑦選定結果の通知                | 評価後5日以内                               |
| ⑧契約手続                   | 令和8年7月末頃                              |

## 13 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等に係る一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他市が必要と認める用途に使用する場合には、受託候補者の企画提案書の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。
- (4) プロポーザル方式による事業者選定情報については、東温市情報公開条例（平成16年東温市条例第9号。以下「条例」という。）により、公開することを原則とする。
- (5) プロポーザル方式に係る情報の基本的な公開基準については、下表のとおりとし、下表に掲げるもの以外については、条例に準ずるものとする。

【プロポーザル方式情報公開基準】 ○：公開、△：部分公開（注1）、×：非公開

| 対象情報<br>(例示) |                         | 契約締結前<br>(注2) | 契約締結後<br>(注3) |
|--------------|-------------------------|---------------|---------------|
| 提案           | プロポーザル参加意向申出書（公募型）      | ×             | ○             |
|              | 企画提案書、その他提案に係る提出書類      | ×             | △             |
| 募集           | 実施要領・仕様書                | ○             | ○             |
| 評価委員会        | 委員名簿                    | ×             | ○             |
|              | 議事内容の記録（作成した場合に限る。）（注4） | ×             | △             |
| 評価結果<br>(注5) | 受託候補者名                  | ×             | △             |
|              | 提案者名（注6）                | ×             | △             |
|              | 採点表（注7）                 | ×             | △             |

備考

- (注1) 「△：部分公開」とは、条例に該当し、特定の個人を識別することができる情報、公にすることにより、当該法人等若しくは当該個人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報又は契約締結後においても当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報等を除く公開をいう。
- (注2) 契約締結前は条例第7条第2項第4号に該当し、選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、非公開とする。
- (注3) 辞退者に係る情報は含まない。
- (注4) 発言者が特定されない形で表記することとする。
- (注5) 評価結果は評価委員及び被選定者が特定できない形での公開とする。受託候補者決定後及び契約締結後は、提案事業者に対しては自己の評価結果を情報提供することができる。
- (注6) 申込順で公開することとする。ただし、提案者が2者以下の場合で、公開することで採点と受託候補者以外の提案者名が判明し、当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときは、受託候補者以外の提案者名を非公開とする。
- (注7) 契約締結前であっても受託候補者決定後は、提案者に対し自己の審査結果を情報提供することができる。